

国民健康保険・老人保健で入院した場合に支払う負担額の減額認定申請を受け付け中

市では、医療機関へ入院した場合に支払う一部負担金の限度額適用と食事代の標準負担額減額認定の申請を受け付けています。

次の条件を満たしている人で入院している人、入院する予定のある人は、8月31日(火)までに申請してください。

なお、現在交付している減額認定証は、7月31日(土)で有効期限が切れます。期限の切れた認定証は必ずお返しください。



《条件》

■国民健康保険の加入者の場合
同じ世帯の国民健康保険の加入者全員と世帯主（保険証の表面に名前のある人）が市民税非課税

■国民健康保険の前期高齢者の場合
同じ世帯の国民健康保険の加入者全員と世帯主（保険証の表面に名前の

ある人）が市民税非課税↓表の区分Ⅱ 区分Ⅱの条件を満たし、所得が基準額以下↓表の区分Ⅰ ※前期高齢者とは、老人保健に該当しない70歳以上の人のことをいいます。

■老人保健の該当者の場合
同じ世帯の全員が市民税非課税↓表の区分Ⅱ 区分Ⅱの条件を満たし、所得が基準額以下↓表の区分Ⅰ

基準額 世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を65万円として計算）を差し引いたときに0円となる額

《手続きに必要なもの》

保険証、老人保健法医療受給者証（老人保健の該当者のみ、医療費の領収書など入院日数が確認できる書類（91日以上入院している場合）、標準負担額減額認定証（現在お持ちの人）

《認定を受けると減額に》
減額認定を受けると、医療

機関に入院した際に支払う食事代や一部負担金の限度額（老人保健・前期高齢者の該当者のみ）が左表の通り減額となります。

また、入院日数が、申請する月を含み過去12か月の間に91日以上の場合、再び申請するとさらに減額となります。（老人保健・前期高齢者の区分Ⅰ該当者を除く）

食事代		認定を受けていて入院日数が	
		91日未満	91日以上
国民健康保険		650円	500円
老人保健・前期高齢者	区分Ⅱ	650円	500円
	区分Ⅰ	300円	

医療費の一部負担金限度額		限度額適用
老人保健・前期高齢者	通常	4万0200円
	区分Ⅱ	2万4600円
	区分Ⅰ	1万5000円

※老人保健・前期高齢者のみ適用です。



問い合わせ▼国保年金課

老人医療受給者の一部負担金の負担区分を再判定します
平成16年度所得（平成15年中の所得）により再判定します。負担区分の変わる人には新しい受給者証を7月下旬に送ります。今まで使っていた受給者証は国保年金課へお返しください。
なお、一部負担金の割合が2割に変わった人でも、年収が夫婦二人世帯で637万円未満、単身世帯で430万円未満の人は、申請をして認められると1割に変わる場合があります。

児童手当が小学校3年生まで支給されます

児童手当の支給対象年齢が、義務教育就学前までから小学校第3学年修了前までに拡大されました。

児童手当の支給を受けるには？

今回の改正で新たに対象となる児童がいる人は申請書を提出してください。提出された申請書は、審査のうえ、結果（認定、却下）の通知をします。（公務員は勤務先で申請）

なお、児童手当は、養育者からの申請がない場合や所得が一定額以上ある場合は支給されません。（所得制限額は下表のとおり）

小学1年生（平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれ）の児童を養育している人

平成16年3月31日まで、当該児童に係る児童手当などを受給していた人は、特に手続きは必要ありません。（児童手当は4月以降も引き続き支給されます） ※右記に該当しない人で、受給資格がある場合は認定請求が必要となります。

小学2・3年生（平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれ）の児童を養育している人

現在、児童手当を受給していない人は認定請求、既に児童手当を受給している人は額改定請求が必要となります。



いつ手続きをすればいいの？

平成16年9月30日までに申請してください。平成16年4月分までを上限にさかのぼって支給します。（9月以前に支給要件に当てはまっていた月分に限りです）

※小学校就学前の児童及び10月1日以降の申請の場合は、申請月の翌月からの支給になります。

申請に必要なものは？

①認め印
以下の②～⑤は、現在児童手当を受給していない人のみ必要となります。

②養育者名義の預金口座の分かるもの（郵便貯金を除く）
③年金加入証明書または健康保険証（カード様式の場合は請求者本人のもの）の写し（厚生年金、共済年金に加入している場合）

④児童手当用所得証明書（平成15年1月2日以降に安城市に転入した場合）
●平成15年1月2日から平成16年1月1日までに転入した人↓平成15年度（平成14年分）のもの
●平成16年1月2日以降に転入し、平成16年4月または5月から受給開始となる人↓平成15年度（平成14年分）及び平成16年度（平成15年分）のもの

●平成16年5月1日以降に転入し、平成16年6月から受給開始となる人↓平成16年度（平成15年分）のもの
⑤別居監護申立書（養育している児童と別居している場合） ※市外で別居している場合は児童のいる世帯全員の住民票も必要になります。

所得制限額表（扶養親族数は税法上の扶養人数に控除対象配偶者を加えた人数です）

扶養親族数	【児童手当】 国民年金加入・年金未加入の人		【特例給付】 厚生年金・共済年金加入の人	
	所得制限額（給与所得控除後の金額）	（給与支払金額のみの場合）	所得制限額（給与所得控除後の金額）	（給与支払金額のみの場合）
0人	3,090,000円	(4,539,999円)	4,680,000円	(6,527,999円)
1人	3,470,000円	(5,015,999円)	5,060,000円	(6,955,556円)
2人	3,850,000円	(5,487,999円)	5,440,000円	(7,377,778円)
3人	4,230,000円	(5,963,999円)	5,820,000円	(7,800,000円)
4人	4,610,000円	(6,439,999円)	6,200,000円	(8,222,223円)
5人	4,990,000円	(6,877,778円)	6,580,000円	(8,644,445円)

※（ ）内の給与支払金額は参考です。

問い合わせ▼児童課